Q&A 先月の技術相談から

知的財産権の活用について

Q: 林産試験場の所有特許等を個人(民間会社)で 利用することができますか?できるとすると, どの ような手続きが必要ですか。また, 料金はいくらで すか?

A: 林産試験場は、平成22年4月1日より22試験研究機関からなる北海道立総合研究機構(略称:道総研)の一員となりました。22機関の特許・登録品種などは、北海道の所有から道総研の所有となりました。これらのうち道総研が単独で所有しているものは、道総研のホームページで公開しています。

http://www.hro.or.jp/get/intellectual/

林産試験場では23年9月30日現在,単独・民間 企業との共有を含め、特許権14件,意匠権3件,品 種登録4件を所有しています。林産試験場ホームペー ジ・知的財産権一覧に掲載しています。

http://www.fpri.hro.or.jp/gijutsujoho/tokkyo.htm

これらの特許等を利用するには、道総研と契約を 結び利用料(実施料)を支払っていただく必要があ ります

特許等の実施料=基本額 × 実施料率 ×1.05 登録品種の実施料=登録品種を利用して得た対価 に相当する額 × 定率 ×1.05

注:実施料率等は、条件により変わります。 詳しくは、道総研の契約事務担当におたずねください。

契約事務担当:研究企画部研究企画グループ 住所:札幌市北区北19条西11丁目1番地9

電話:直通 011-747-2809

【 特許・意匠等の利用申請事務の流れ 】

- (1) 利用申請時に提出していただくもの(図-1参照)
 - ・特許等の共有者の同意書(共有特許の場合)
 - 実施許諾申請書
 - ・契約書
- (2) 実施料支払時に提出していただくもの(図 -2 参照)
 - · 実施状況報告書
 - ・実施料支払(実施料=基本額×実施料率×1.05)

【 登録品種の利用申請事務の流れ 】

- (1)利用申請時に提出していただくもの(図-3参照) (登録品種各書類のやりとりは、林産試験場企業支援部普及調整グループを経由して行います。)
 - 許諾申請書

• 契約書

- (2) 実施料支払時に提出していただくもの(図 -4 参照)
 - 実施状況報告書
 - ・実施料支払 (定率と定額の場合があります。)

注:図は、手続の大まかな流れを示しています。

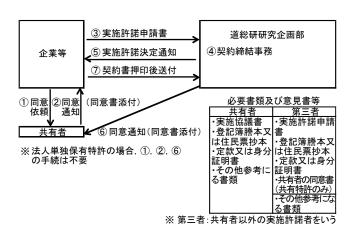


図1 特許・意匠等の利用申請手続

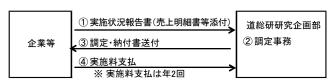


図2 特許・意匠等の利用における実施料支払手続

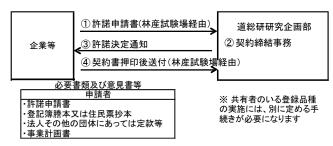


図3 登録品種の利用申請手続



図4 登録品種の利用における実施料支払手続

(企業支援部 普及調整グループ 鎌田正俊)